

水資源を保全するための地域の指定に係る都道府県の状況

目 次

1 北海道の状況	1
2 埼玉県の状況	9
3 群馬県の状況	12



北海道公報

発行
編集
法務部人事局
法務部文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

3(1) 指定番号 第3号

3(2) 名称 石狩市千代志別地区水資源保全地域

3(3) 指定の区域 石狩市浜益区千代志別1番地1、30番地1、30番地9、55番地1、55番地3、55番地6から7まで、68番地25、81番地1、86番地、87番地5、95番地、106番地、109番地、110番地1から2まで、110番地6から7まで、128番地1から13まで、128番地17から18まで、144番地1、145番地1、145番地3、145番地5から6まで、217番地1から2まで、217番地4、217番地6から11まで、217番地15、218番地、220番地1から3まで、221番地1から2まで、386番地、491番地、516番地1から4まで、557番地、558番地、595番地2、595番地7から10まで、617番地、626番地、627番地1から3まで、665番地1から2まで、711番地714番地1から3まで、717番地、939番地、940番地1から4まで、1186番地、1217番地、1218番地、1222番地、1242番地、1243番地1から2まで

(石狩市千代志別地区水資源保全地域区域図に示すとおり)

ページ 次

告 示

- 水資源保全地域の指定 (土地水対策課) 38
- 土地改良法による道営換地計画の決定 (農業施設管理課) 52
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 52

告 示

北海道告示第571号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、各水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定番号 第1号

(2) 名称 上砂川町奥尻地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 上砂川町字上砂川65番地1の一部、上砂川町15林班、16林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班（上砂川町奥尻地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

2(1) 指定番号 第2号

(2) 名称 千歳市内別川流域越地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 千歳市蘭越10番地2、26番地2、26番地105、27番地1から4まで、30番地1から4まで、29番地1から5まで、30番地1から3まで、31番地2から5まで、60番地、62番地1から4まで、62番地6から9まで、62番地16、62番地22から24まで、83番地、84番地1から3まで、1624番地6、1624番地8、1624番地9（千歳市内別川流域越地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

平成24年9月18日（火曜日）

[抜粋]

指定番号 第1号

上砂川町奥沢地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第17条第4項の規定に基づき、上砂川町奥沢地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1. 指定の区域

名称	指定の区域
上砂川町奥沢地区水資源保全区域	上砂川町字上砂川65番地1の一部 上砂川町15林班、16林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班 ※上砂川町奥沢地区水資源保全地域区域図に示すとおり

2. 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における上水道の水源である石狩川水系パンケ歌志内川から地表水を取り入れる上砂川町奥沢浄水場を設置している地点に対する集水域の全部を基本とした。
面積	5,717,200m ²
区域設定の考え方	集水域の全部のうち、歌志内市の行政区域を除いた区域を水資源保全地域とした。
対象区域の状況	対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域に区分されているほか、森林法に基づく上砂川町森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）に指定される森林が所在し、また、水源かん養保安林が所在する区域である。 さらに、上砂川町奥沢浄水場の取水施設（給水人口：3,824人、給水量：1,520m ³ /日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、上砂川町奥沢地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

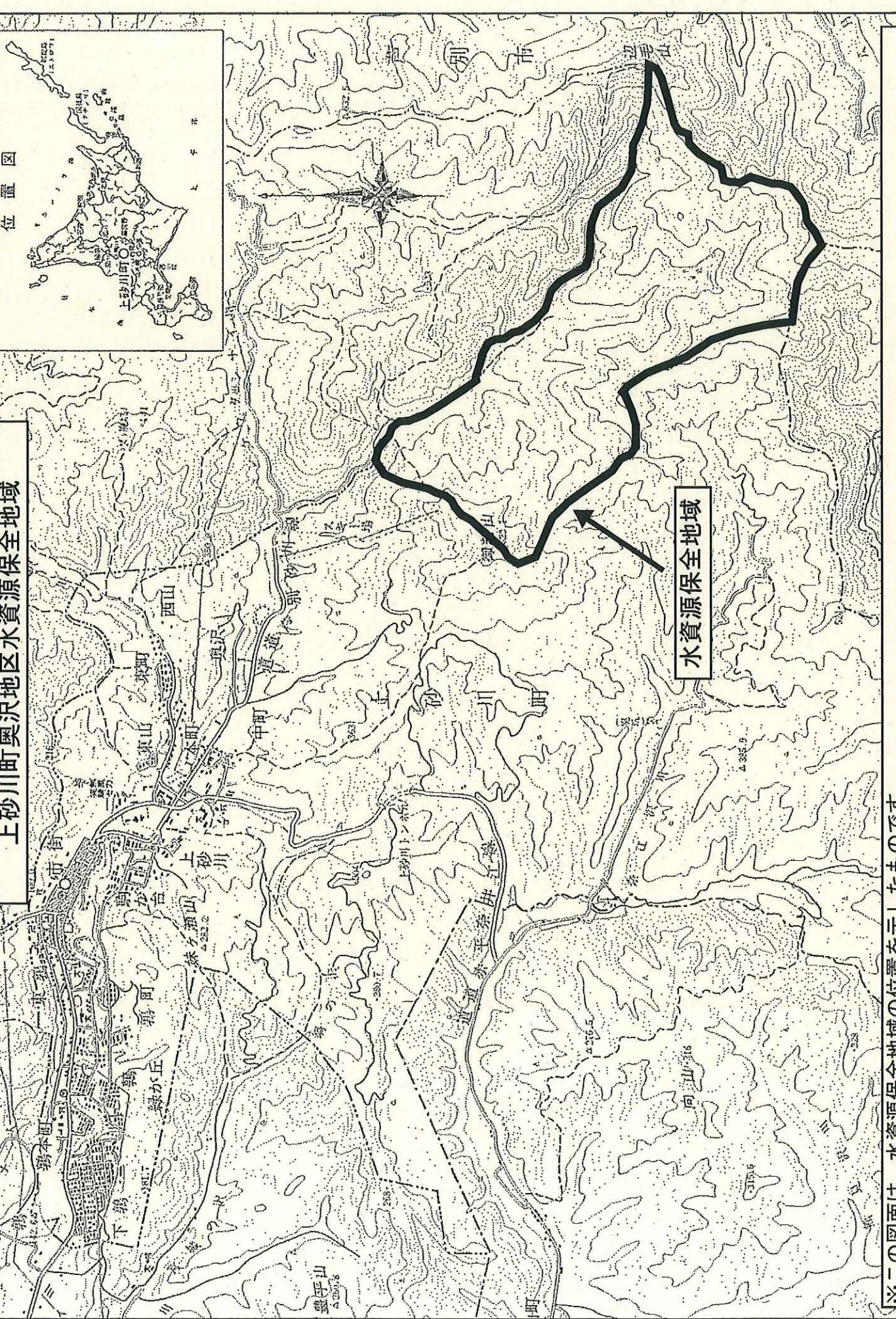
イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000 m ² 以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに森林所有者となった場合	事後届出	新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、上砂川町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられていることから、土地利用については、森林の有する諸機能が發揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	国土利用計画法
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法

上砂川町奥沢地区水資源保全地域



*この図面は、水資源保全地域の位置を示したものであります。各水資源保全地域が所在する振興局地域政策部地域政策課又は北海道総合政策部政策局土地水対策課に備え置く
詳細の区域について、各水資源保全地域区域図を参照ください。
「水資源保全地域区域図」

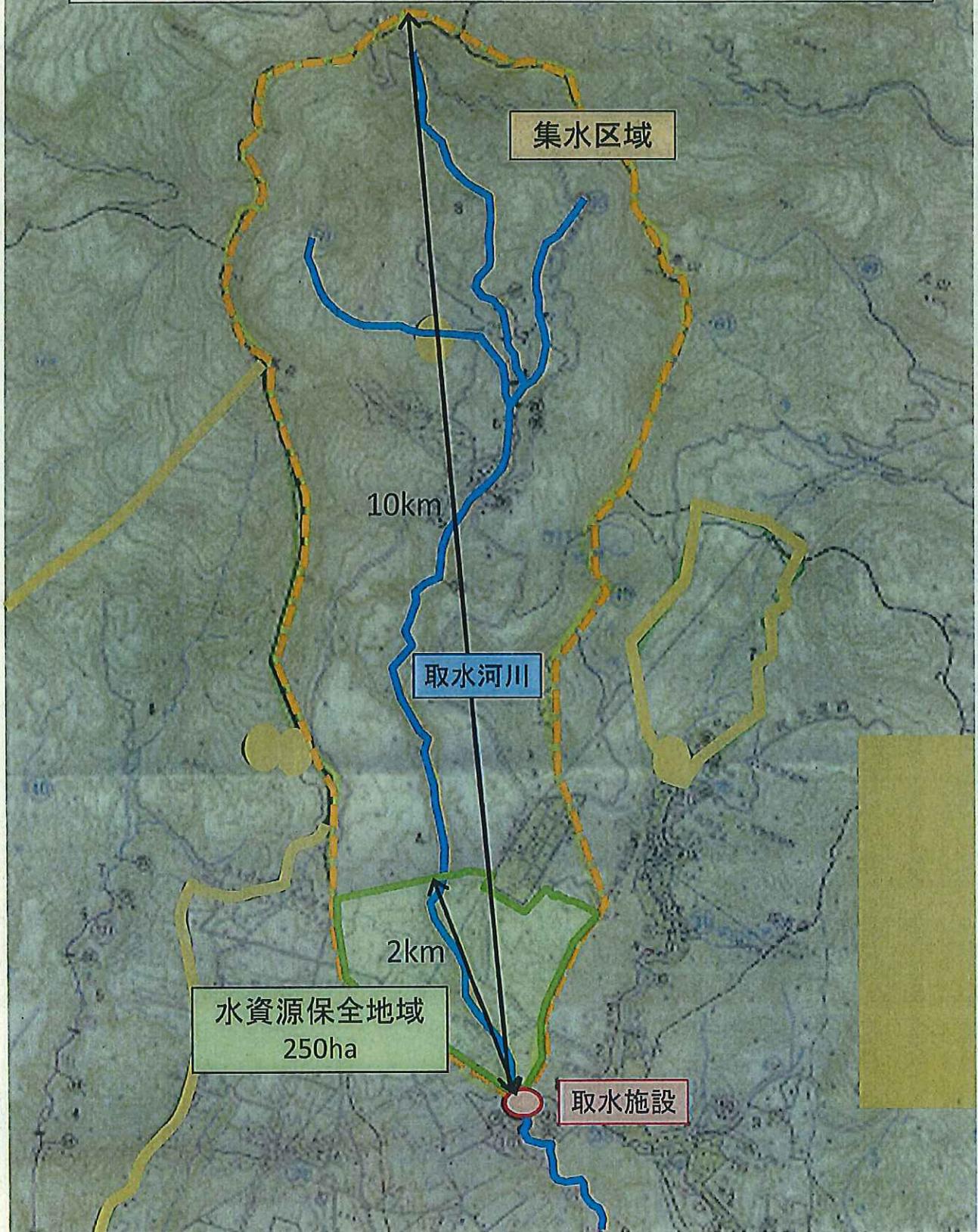
水資源保全地域一覧【市町村別】

振興局名	市町村名	水資源保全地域名	指定番号	指定施行年月日
空知	上砂川町	上砂川町奥沢地区水資源保全地域	1	24.10.1
石狩	千歳市	千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域	2	24.10.1
	石狩市	石狩市千代志別地区水資源保全地域	3	24.10.1
		石狩市床丹地区水資源保全地域	4	24.10.1
		石狩市送毛地区水資源保全地域	5	24.10.1
		石狩市群別地区水資源保全地域	6	24.10.1
		石狩市望来ダム地区水資源保全地域	7	24.10.1
		石狩市五の沢貯水池地区水資源保全地域	8	24.10.1
		石狩市高富貯水池地区水資源保全地域	9	24.10.1
後志	黒松内町	黒松内町黒松内地区水資源保全地域	10	24.10.1
		黒松内町作閑地区水資源保全地域	11	24.10.1
		黒松内町白井川地区水資源保全地域	12	24.10.1
		黒松内町中ノ川地区水資源保全地域	13	24.10.1
		黒松内町豊幌第2地区水資源保全地域	14	24.10.1
	ニセコ町	ニセコ町市街地区水資源保全地域	15	24.10.1
		ニセコ町曾我第1地区水資源保全地域	16	24.10.1
		ニセコ町曾我第2地区水資源保全地域	17	24.10.1
		ニセコ町近藤地区水資源保全地域	18	24.10.1
		ニセコ町宮田(里見)地区水資源保全地域	19	24.10.1
		ニセコ町宮田(小花井)地区水資源保全地域	20	24.10.1
		ニセコ町福井地区水資源保全地域	21	24.10.1
		ニセコ町ニセコ地区水資源保全地域	22	24.10.1
		ニセコ町いこいの村地区水資源保全地域	23	24.10.1
		ニセコ町ニセコ温泉郷地区水資源保全地域	24	24.10.1
		ニセコ町桂地区水資源保全地域	25	24.10.1
	京極町	京極町京極・川西地区水資源保全地域	26	24.10.1
俱知安町		俱知安町高砂地区水資源保全地域	27	24.10.1
		俱知安町豊岡地区水資源保全地域	28	24.10.1
		俱知安町比羅夫1号・2号井戸地区水資源保全地域	29	24.10.1
	岩内町	岩内町敷島内地区水資源保全地域	30	24.10.1

振興局名	市町村名	水資源保全地域名	指定番号	指定施行年月日
胆 振	伊達市 むかわ町	伊達市黄金地区水資源保全地域	31	24. 10. 1
		むかわ町旭岡地区水資源保全地域	32	24. 10. 1
		むかわ町汐見一地区水資源保全地域	33	24. 10. 1
		むかわ町汐見共同井戸地区水資源保全地域	34	24. 10. 1
		むかわ町穂別稻里地区水資源保全地域	35	24. 10. 1
		むかわ町穂別地区水資源保全地域	36	24. 10. 1
		むかわ町穂別仁和地区水資源保全地域	37	24. 10. 1
		むかわ町穂別富内地区水資源保全地域	38	24. 10. 1
		むかわ町穂別福山地区水資源保全地域	39	24. 10. 1
		むかわ町穂別平丘地区水資源保全地域	40	24. 10. 1
		むかわ町穂別安住第1地区水資源保全地域	41	24. 10. 1
		むかわ町穂別安住第2地区水資源保全地域	42	24. 10. 1
渡 島	北斗市	北斗市上磯ダム地区水資源保全地域	43	24. 10. 1
		北斗市茂辺地水源地区水資源保全地域	44	24. 10. 1
		北斗市新木地挽水源地区水資源保全地域	45	24. 10. 1
	鹿部町	鹿部町鹿部地区水資源保全地域	46	24. 10. 1
上 川	名寄市	名寄市風連日進地区水資源保全地域	47	24. 10. 1
	美瑛町	美瑛町五陵地区水資源保全地域	48	24. 10. 1
十 勝	鹿追町	鹿追町北瓜幕地区水資源保全地域	49	24. 10. 1
	清水町	清水町石山地区水資源保全地域	50	24. 10. 1
	大樹町	大樹町坂下地区水資源保全地域	51	24. 10. 1
		大樹町住吉地区水資源保全地域	52	24. 10. 1
釧 路	標茶町	標茶町多和地區水資源保全地域	53	24. 10. 1
合 計	18市町村 53地域			

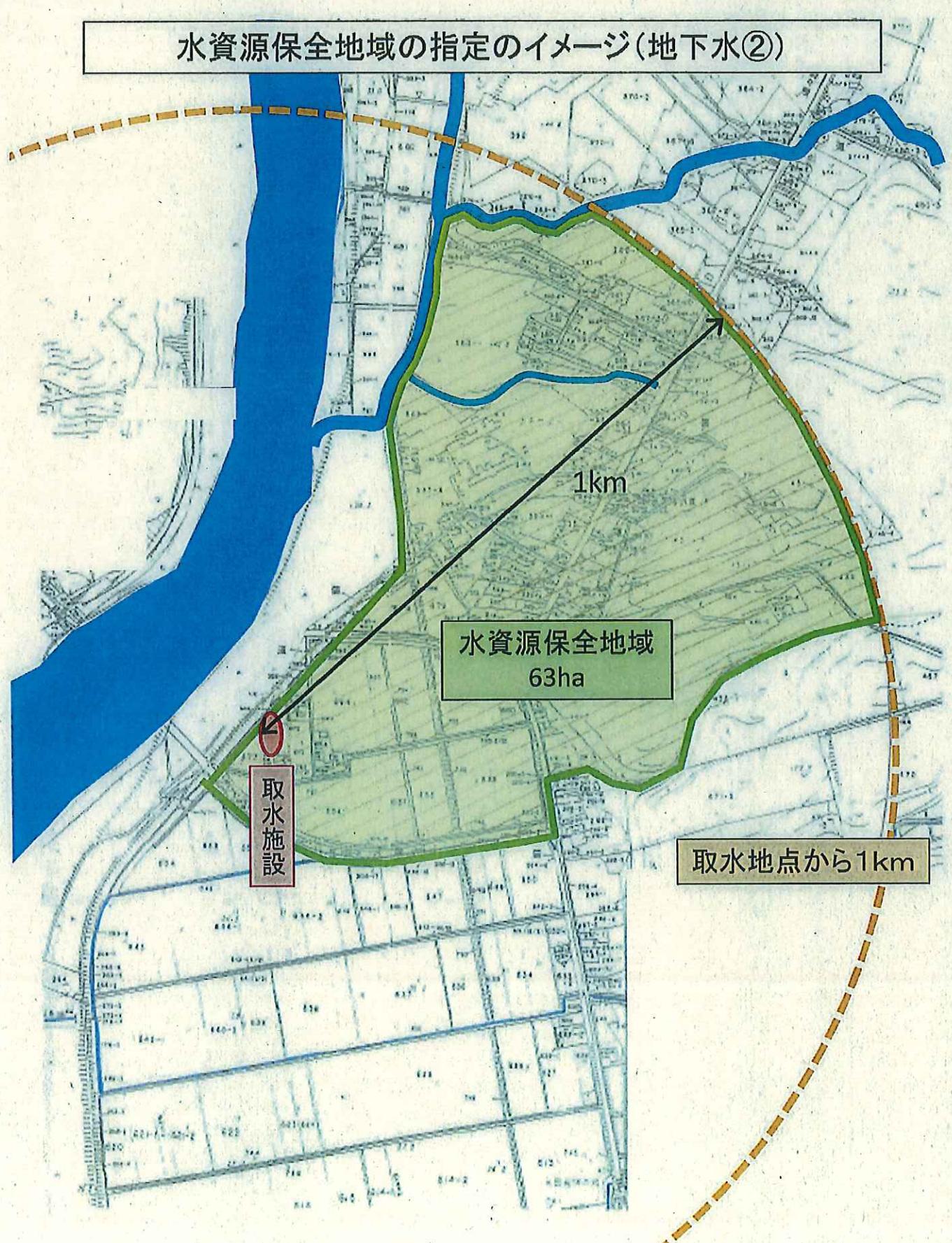
出典：北海道ホームページ掲載資料より抜粋

水资源保全地域の指定のイメージ(地表水②)



出典：北海道ホームページ掲載資料より抜粋

水資源保全地域の指定のイメージ(地下水②)



出典：北海道ホームページ掲載資料より抜粋

告 示

埼玉県告示第百八十二号

埼玉県水源地域保全条例（平成二十四年埼玉県条例第二十一号）第六条第一項の規定により、次の区域を水源地域として指定する。

平成二十四年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

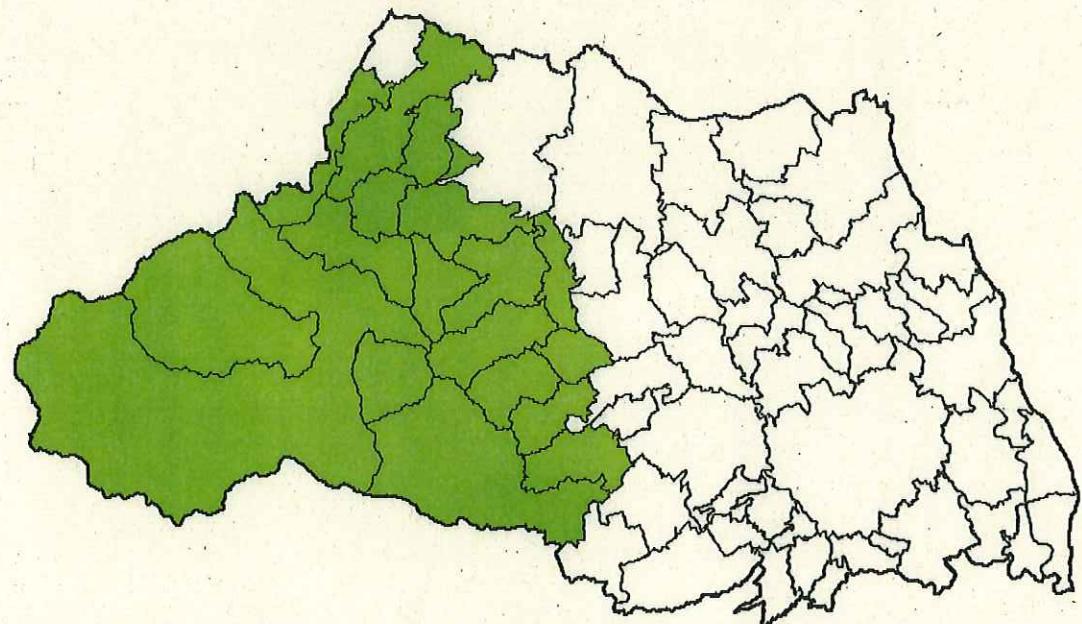
市町村	大字
秩父市	伊古田、浦山、太田、大宮、小柱、上影森、久那、黒谷、定峰、品沢、下影森、田村、寺尾、柄谷、堀切、別所、薛田、山田、上吉田、下吉田、吉田阿熊、吉田石間、吉田太田部、吉田久長、大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田新、荒川久那、荒川白久、荒川賣川、荒川日野
飯能市	赤沢、吾野、阿須、井上、岩瀬、大河原、落合、上赤工、上長沢、上名栗、上烟、上直竹下分、上直竹上分、唐竹、苅生、北川、久須美、小岩井、小瀬戸、坂石、坂石町分、坂元、下赤工、下直竹、下名栗、下烟、白子、高山、虎秀、長沢、永田、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、中山、原市場、飯能、平戸、南、南川
本庄市	児玉町秋山、児玉町飯倉、児玉町稻沢、児玉町河内、児玉町元田、児玉町小平、児玉町塙谷、児玉町高柳、児玉町太駄、児玉町宮内
日高市	北平沢、高麗本郷、清流、高岡、新堀、山根、横手
毛呂山町	阿諏訪、大谷木、小田谷、権現堂、宿谷、滝ノ入、毛呂本郷
越生町	上野、大谷、越生、上谷、黒岩、黒山、小杉、鹿下、大満、龍ヶ谷、津久根、堂山、成瀬、西和田、如意、古池、麦原
嵐山町	鎌形、志賀、千手堂、遠山、平澤
小川町	青山、飯田、鞠負、笠原、上古寺、木部、木呂子、腰越、

				下里、下古寺、勝呂、中爪（字内洞、字菖蒲沢、字東野 平に限る。）、原川、増尾
	鳩山町			熊井、須江、高野倉、竹本
	ときがわ町			大附、大野、柵平、雲河原、五明、閔堀、瀬戸元上、瀬 戸元下、田黒、田中、玉川、西平、馬場、番匠、日影、 別所、本郷、桃木
	横瀬町			芦ヶ久保、横瀬
	皆野町			大渕、金崎、金沢、上日野沢、国神、下田野、下日野沢、 野巻、三沢、皆野
	長瀬町			井戸、岩田、風布、長瀬、中野上、野上下郷、本野上、 矢那瀬
	小鹿野町			飯田、伊豆沢、小鹿野、河原沢、三山、下小鹿野、長留、 般若、日尾、藤倉、両神薄、両神小森
	美里町			白石、円良田
	神川町			池田、上阿久原、下阿久原、新宿、二ノ宮、矢納、渡瀬
	寄居町			秋山、折原、風布、金尾、桜沢、末野、立原、西ノ入、 鉢形、藤田、三品、寄居
東秩父村				大内沢、奥沢、坂本、白石、御堂、皆谷、安戸

ただし、右のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定す
る市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域は除く。

参考：埼玉県の水源地域の区域

水源地域は、以下の 18 市町村において、大字単位で指定しています。



秩父市、飯能市、本庄市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、東秩父村

出典：埼玉県ホームページ掲載資料より抜粋

◎群馬県告示第277号

群馬県水源地域保全条例（平成24年群馬県条例第64号）第11条第1項の規定により水源地域を指定したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

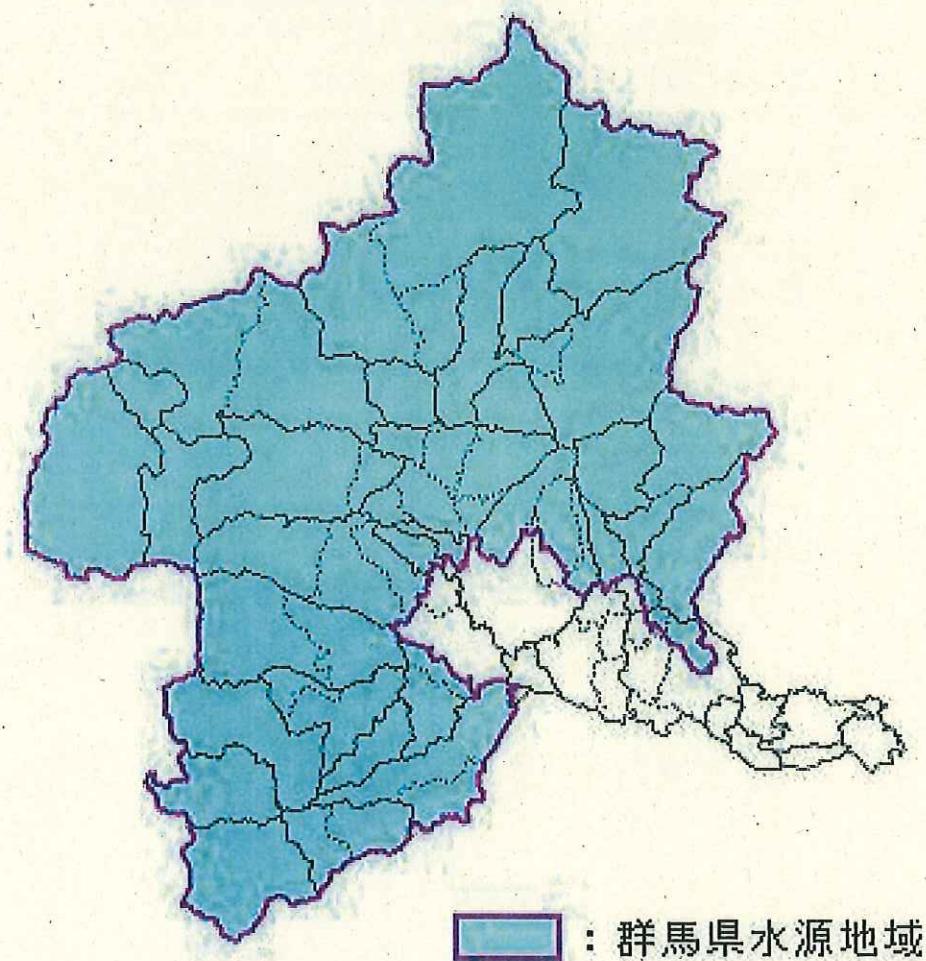
平成24年8月28日

群馬県知事 大澤正明

群馬県水源地域の指定区域

前橋市	金丸町、東金丸町、鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町、粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稻里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女渕、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳、富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢及び富士見町赤城山の区域
高崎市	石原町、寺尾町、乗附町、鼻高町、根小屋町、山名町、城山町一丁目、城山町二丁目、倉渕町岩氷、倉渕町川浦、倉渕町権田、倉渕町三ノ倉、倉渕町水沼、箕郷町生原、箕郷町柏木沢、箕郷町金敷平、箕郷町上芝、箕郷町下芝、箕郷町白川、箕郷町善地、箕郷町富岡、箕郷町中野、箕郷町西明屋、箕郷町東明屋、箕郷町松之沢、箕郷町矢原、箕郷町和田山、上大島町、上里見町、上室田町、神戸町、下里見町、下室田町、十文字町、白岩町、高浜町、中里見町、中室田町、榛名湖町、榛名山町、本郷町、三ツ子沢町、宮沢町、吉井町池、吉井町石神、吉井町岩井、吉井町岩崎、吉井町大沢、吉井町小串、吉井町片山、吉井町上奥平、吉井町黒熊、吉井町小暮、吉井町小棚、吉井町坂口、吉井町塩、吉井町塩川、吉井町下奥平、吉井町下長根、吉井町神保、吉井町多比良、吉井町高、吉井町多胡、吉井町中島、吉井町長根、吉井町南陽台一丁目、吉井町南陽台二丁目、吉井町南陽台三丁目、吉井町東谷、吉井町深沢、吉井町本郷、吉井町馬庭、吉井町矢田、吉井町吉井及び吉井町吉井川の区域
桐生市	全ての区域
太田市	金山町、東金井町、熊野町、長手町、鶴生田町、成塚町、西長岡町、菅塩町、北金井町、大鷲町、上強戸町、強戸町、東今泉町、緑町、吉沢町及び藪塚町の区域
沼田市	全ての区域
渋川市	全ての区域
藤岡市	全ての区域
富岡市	全ての区域
安中市	全ての区域
みどり市	笠懸町阿左美、大間々町浅原、大間々町大間々、大間々町小平、大間々町上神梅、大間々町桐原、大間々町塩沢、大間々町塩原、大間々町下神梅、大間々町高津戸、大間々町長尾根、東町荻原、東町草木、東町神戸、東町小中、東町座間、東町小夜戸、東町沢入及び東町花輪の区域
北群馬郡	全ての区域
多野郡	全ての区域
甘楽郡	全ての区域
吾妻郡	全ての区域
利根郡	全ての区域

参考：群馬県水源地域図



出典：群馬県ホームページ掲載資料より抜粋